

令和6年度 第5回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和6年 8月26日（月）			
開 催 場 所	役場2階 第2会議室			
開 催 日 時	令和6年 8月26日 午後 1時 27分 開 会			
	令和6年 8月26日 午後 2時 00分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠 席 委 員 番 号				
議事録署名委員	2 番	内間 正樹	3 番	宮嶋 扶喜子

日程第1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 （開 会）	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和6年度 第5回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 （日程第1）	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますがいせんか。
	（異議なしの声あり）

議 長	異議なしと認め、書記には平良 凜香（たいら りんか）さん、議事録署名委員には、2 番 内間 正樹（うちま まさき）委員、3 番 宮嶋 扶喜子（みやじま ふきこ）委員を指名します。
議 長 （日程第 2）	日程第 2 会期の日程について、本総会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定します。
議 長 （日程第 3）	日程第 3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告 1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告 2 公務災害補償制度加入申し込みについて
議 長 （日程第 4）	それでは、日程第 4 議案の宣告をいたします。 議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 25 号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第 26 号 非農地証明願いについて 議案第 27 号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第 24 号から第 28 号までですが、そのうち現地確認を必要とするものが 8 件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 1 時 28 分

	再開	午後 1時 37分
議 長	休憩前に引き続き再開します。	
	ただ今より、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。	
事 務 局	それでは私のほうから議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 1ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、2ページから6ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。	
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。	
委 員	議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番については、150日以上従事する新規農地所有適格法人で、令和6年7月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては特に問題はないと思います。以上です。	
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。	
委 員	整理番号1番の譲受人について、今までは何か別の事業をしていたという事ですか。	
事 務 局	令和4年に設立したばかりの会社で、所有適格法人になる為に、取締役の方が〇〇市で、2年半くらい農業経験を積んでいるそうです。今回、今帰仁村で農地を見つけたタイミングで、農地所有適格法人になるという事で申請を受け付けてます。	

議 長	議案第 2 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 2 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。なお、本議案には私（議長）が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案は分けて審議・採決します。 最初に、議案第 2 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号 1 番から 7 番及び 1 6 番と、所有権移転関係について審議・採決を行います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 2 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号 1 番から 7 番及び 1 6 番と所有権移転関係について説明いたします。お手元の議案書 7 ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) 8 ページから 9 ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が 3 名、利用権の設定等をする者、貸付人が 3 名です。 設定筆数は計 8 筆、合計面積 9, 3 5 9 m²。使用貸借が 1 筆、賃貸借が 7 筆となっております。なお詳細についてはお目通し下さい。 続いて、1 0 ページをお開き下さい。所有権移転関係について説明致します。 譲受人 1 名、譲渡人 1 名、所有権移転 1 筆、合計面積 2, 4 6 4 m²、売買となっております。こちらも詳細についてはお目通し下さい 事務局としましては、従事日数、全部効率利用、地域調和等各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見

	はございませんか。
委 員	基盤法を使つての所有権移転の場合に、対価の全額を支払ったことが要件になるので、村として、売買代金総額を確認する必要があるので、そこを単価だと端数切の場合があつて、金額があいまいになるので、総額を記載するようにした方がいいと思います。
事 務 局	わかりました。ありがとうございます。
議 長	議案第 2 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号 1 番から 7 番及び 1 6 番と、所有権移転関係について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号 1 番から 7 番及び 1 6 番と、所有権移転関係については、異議なしと認め可決決定いたします。 それでは、私は退席しますので議事進行を職務代理の平安山委員に代わります。
職 務 代 理	(米須議長 退席) よろしく申し上げます。議長が退席されましたので、続きまして、議案第 2 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号 8 番から 1 5 番について、審議・採決を行います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 2 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号 8 番から 1 5 番について説明いたします。 8 ページから 9 ページをお開き下さい。利用権の設定等を受ける者、借受人が 1 名、利用権の設定等をする者、貸付人が 1 名です。 設定筆数は計 8 筆、合計面積 1 3, 0 5 2 m²。すべて賃貸借となっています。なお、詳細についてはお目通し下さい。 事務局としましては、従事日数、全部効率利用、地域調和等各要件を

	満たしていると考えます。以上です。
職 務 代 理	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
職 務 代 理	議案第 2 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号 8 番から 1 5 番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
職 務 代 理	議案第 2 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号 8 番から 1 5 番については異議なしと認め、可決決定いたします。 議事が終了しましたので、議長の米須委員に対する議事参与の制限を解除いたします。 (米須議長 着席)
議 長	続きまして、議案第 2 6 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 2 6 号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書 1 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 2 6 号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	議案第 2 6 号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第 2 7 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。こちらは議案第 2 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 3 番との同時申請になっておりますので、併せて審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 2 7 号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第 2 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 3 番について説明いたします。 お手元の議案書 1 2 ページから 1 3 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 2 7 号「農地転用事業計画変更承認申請について」、議案第 2 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 3 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。 以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 2 7 号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第 2 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 3 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 2 7 号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第 2 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 3 番について令和 6 年 8 月 1 6 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件につい

		て補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 27 号「農地転用事業計画変更承認申請について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	続いて、議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 3 番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 27 号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 3 番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは、私のほうから議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について説明いたします。 お手元の議案書 13 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について令和 6 年 8 月 16 日に面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としては、違反がみられるため、始末

		書の添付が必要と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第２８号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第２８号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番については異議なしと認め、可決決定いたします。

[illegible]